

令和7年度

教 育 行 政 方 針

安芸市教育委員会

教育行政方針の位置づけ	1
はじめに.....	2
学校教育.....	3
教育研究所.....	13
生涯学習.....	16
図書館.....	19
文化財.....	20
歴史民俗資料館.....	21
書道美術館.....	22
少年育成センター	23

教育行政方針の位置づけ

【安芸市総合計画】

歴史と文化は地域の宝！未来へはばたく人を育むまちづくり



【安芸市教育振興基本計画】

(基本目標)

- ① 確かな学力の育成と、自己の将来とのつながりを見通した学びの展開
- ② 健やかな体の育成と、基本的な生活習慣の定着
- ③ 豊かな心の育成と、多様性、包摂性を尊重する教育の推進



(基本方針)

- ① 全ての子どもたちが、急速に変化する予想困難な今後の社会を生き抜く力を身につけるための教育の推進
- ② 子どもたちを誰一人取り残さない、多様な背景・特性・事情等を踏まえた包摂的な教育・支援の推進
- ③ 生涯にわたって学ぶことができる環境づくりと活動・取組の推進
- ④ 教育・学びの充実に向けた各種施策を総合的・計画的に推進するために、必要な基礎的・基盤的な環境・体制等の整備



【教育行政方針】

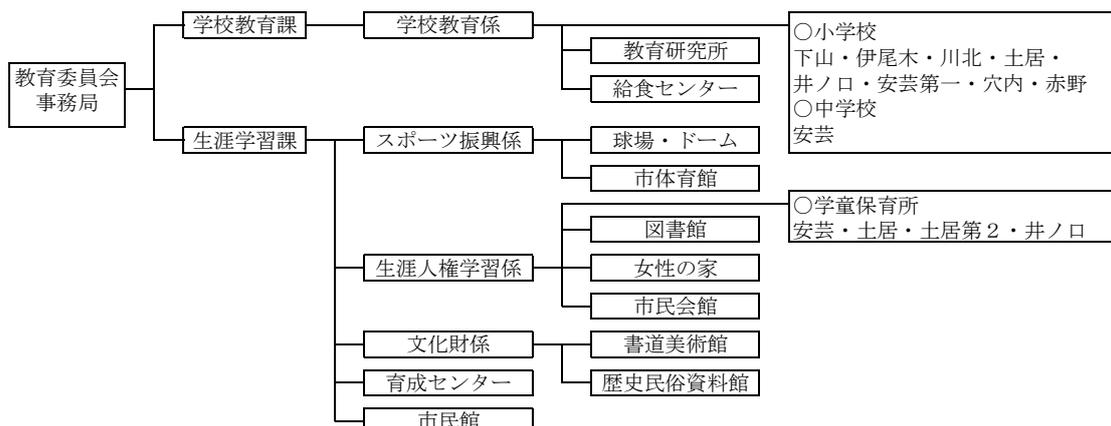
(学校教育の基本方針)

ふるさと安芸を愛し、夢・志をもとう。夢を描き、高い志を持って未来を切り拓くたくましい人づくりを目指す。

(生涯学習の基本方針)

生涯学習社会の構築に向けて、学校・家庭・地域・関係機関との幅広い連携協力のもと、市民の生涯にわたる自主的な学習を支援する。

【教育委員会事務局機構】



はじめに

少子・高齢化、人口減少、情報化やグローバル化の進展、核家族化の進行や共働き世帯の増加などによる家族形態の変化、価値観やライフスタイルの多様化による地域社会におけるつながりや支え合いの希薄化、家庭が抱える課題の多様化・複雑化も進み、子どもを取り巻く環境は急速かつ大きく変化してきています。このような時代を生き抜くには、新しい考えや仕組みを生み出す力が必要とされます。教育においては、Society5.0時代を生き抜き、社会を豊かに創造し担っていく人材の育成が求められています。ふるさと安芸に誇りを持ち、「志」高く未来を創り出していくために必要な資質・能力を子ども達一人ひとりに確実に育む学校教育を通じて、よりよい社会を創るという目標を、学校と社会が共有し、連携・協働していくことが大切です。

学校教育の分野では、これまで「確かな学力」（基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して自ら考え、判断し、表現することにより、様々な問題に積極的に対応し、解決する力）、「豊かな人間性」（自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性）、「健康や体力」（たくましく生きるための健康や体力）など「生きる力」の育成を基本に据えて取り組んできました。こうした、「知・徳・体」のバランスのとれた取組を家庭・地域・学校が連携して実施するとともに、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な推進により、生きて働く知識、未知の状況にも対応できる思考力や判断力、表現力等を身に付けられるよう取り組みます。

また、教育 DX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進するため、学校がデジタル技術を活用して、カリキュラムや学習のあり方、教職員の業務や組織、学校文化を革新し、時代に対応した教育を推進します。

生涯学習の分野では、社会の成熟化に伴い、心の豊かさや生き甲斐のための学習需要が増大していることから、これらの需要にこたえるための生涯学習基盤を整備することが求められています。本市の有する資源を活用して「誰もが生涯にわたって主体的に学び、豊かな感性を育むことができる環境づくり」が求められることから、文化的な活動等への支援も含め、より一層の取組を推進します。市民の方々が生涯を通じて自己を磨き、高め、そして社会に貢献していくために、コミュニティの総合力を最大限に活かしながら、行政・学校・各種団体・地域が連携・協力し、学校教育や家庭教育、社会教育等、市民一人ひとりが取り組む「学び」の実現を目指します。

学 校 教 育

【基本方針】

子どもたちが、今をたくましく生き、将来の社会を創造し担っていく人となるための資質・能力の三つの柱である、生きて働く「知識・技能」の習得、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性」の涵養に努めることにより、社会において自律的に生きるために必要な「生きる力」、人格の完成に必要な資質を育成します。

各学校においては、教育活動における目標（目指すべき姿）を達成するための具体的方策等を明確にした「学校経営計画」をもとに、計画・実践・検証・改善するPDCAサイクルにより、全教職員で目的意識を共有し、組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に向け、一体的に日々の取組を推進します。

そして、知・徳・体のバランスのとれた児童生徒の育成を目指し、「安芸市教育振興基本計画」の目標達成に向け、校長のリーダーシップのもと、意欲と活力に満ちた組織的な「チーム学校」としての取組を推進します。こうした「知・徳・体」のバランスのとれた、自らの人生を切り拓き主体的に生きる力を育むために、学校・家庭・地域が連携した取組を実施し、多様な学校支援の充実を図ると同時に、日常の教育活動や子どもたちの頑張っている姿を広く知ってもらうため、情報を積極的に発信します。

また、「主体的・対話的で深い学び」の研究に引き続き取り組み、児童生徒主体の授業を目指す等、よりよい学校教育の実現を目指します。

「ふるさと学習」については、地域の良さに気づき、様々な体験をすることで、ふるさとへの愛着や誇りを培う大切な取組です。これにより、夢を描き志高く安芸市の将来を担う人を育成します。

【具体的方針】

1 生徒指導の観点に立った特色ある学校づくりの推進

(1) 各学校で生徒指導の観点に立った教育活動を推進し、児童生徒の基礎学力の定着と活用力を身につける授業研究を推進します。

今、子どもたちがつけるべき学力、未来を生きる子どもたちに求められている学力は、学習したことや体験したことを実生活に結びつけて生かせる能力であり、学校教育で「主体的・対話的で深い学び」を通してその力を伸ばし高めていく取組を支援します。

また、連続性のある教育として、保育所（園）・小学校・中学校・高等学校間の連携を緊密にし、教育水準の向上・充実にむけて一貫した取組を推進します。

(2) 子どもたちの「夢」や「志」を喚起し、学ぶことと自己の将来とのつな

がりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるように、発達段階や地域の特色を生かしたキャリア教育の充実に取り組みます。

また、豊かな心と感性を育む読書活動の推進と読書習慣の定着、道徳教育等「心を耕す教育」にも力を入れるとともに、中学校での部活動の活性化等各学校現場における様々な取組を推進します。

- (3) 全国学力・学習状況調査や高知県学力定着状況調査、安芸市学力調査等の結果から、個に応じたきめ細かな指導を推進します。

学力調査等の結果から明らかとなった学力についての課題や定着状況を把握し、教員自身がこれまでの学習指導を振り返り、学習指導の充実や指導方法の改善に生かすとともに、P D C Aサイクルによる授業改善が推進されるように取り組みます。

授業においては、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業づくりを推進し、学習指導要領で示されている「資質・能力」を育成するために見方・考え方を働かせた授業づくりに取り組みます。

- (4) 市立中学校は、令和6年に2校を統合したことにより1校体制となり、同中学校区内の小中学校は8校となりました。

小学校においては、これまで以上に学校間で学習の習熟度に差がでないよう取り組む必要があります。このため、学習支援員の活用や相互連携により小学校から中学校への円滑な引継ぎを行います。また、安芸市連携教育研究会を中心に、「基礎学力」「授業づくり」「生き方」「児童生徒理解」「体力の向上」「基本的な生活習慣」の6部会において、小中連携に向けた取組を推進します。

中学校においては、前記の取組に加えて、全体的な学力の底上げを図る必要があります。学校敷地内に設置した、公設民営の無料塾と連携して、生徒の学力の底上げにつなげます。

- (5) 学力向上のため、各家庭に配布する「家庭学習のすすめ」により授業と授業外学習を切れ目なくつなぐのシームレス化を図り、家庭と連携した取組を推進します。それにより小学校低学年から発達段階に応じて系統だった家庭学習を「受け身の学習」から「自発的な学び」へと発展させ、家庭学習の習慣化と充実に努めます。

また、児童生徒一人に一台のタブレット端末が配備された環境を最大限に活用し、これまでの教育実践とICTを効果的に組み合わせ、「個別最適な学び」、「協働的な学び」の充実を図ることで学力の向上につなげます。これらの取組を推進するため、安芸市情報教育推進協議会で各校の取組状況等を共有・協議し、情報教育の推進を図ります。

- (6) 情報化社会に対応できる人材を育成するため、児童生徒や教職員がICT

Tを円滑に利活用できるよう、ICT支援員を継続して配置し、タブレット端末を効果的に活用した授業と授業外学習を切れ目なくつなぐシームレス化の取組を推進します。

また、適切な情報を主体的に選択し、活用できるよう情報を利用するうえでのモラルやマナーを身に付けるため、学校における情報モラル教育を充実させます。

- (7) 国際理解教育では、国際社会の一員として信頼される人材を育成するため、自国の文化・伝統を理解したうえで、諸外国の伝統・文化についての理解を深めます。

また、英語指導助手（ALT）を効果的に活用し、本物の英語に触れる機会をより充実させることで、児童生徒の英語によるコミュニケーション能力の育成に努めるとともに、外国の伝統・文化に触れる機会を提供します。

小学校第3・4学年の外国語活動、第5・6学年の外国語科、さらに中学校の外国語への円滑な接続に向けて、小小連携、小中連携による系統的な英語教育の推進とともに、ALTと協働した英語教育の充実を図ります。

- (8) 質の高い体育・保健体育授業の実現に向けて、教員の授業力向上を図るとともに、学校全体で体力・運動能力の向上に取り組む体制を整えることにより、運動好きな児童生徒の育成を図ります。

また、「早ね・早おき・朝ごはん」運動により、睡眠と栄養のバランスがとれた生活習慣を身につける取組を一層推進し、これに体力向上に向けた「運動」をプラスすることで、生活の中で「運動習慣」が定着する取組を推進します。

2 教職員の資質・指導力の向上

- (1) 児童生徒や保護者・地域住民からの学校に対する揺るぎない信頼を一層得るため、教職員が教育に対する強い情熱を持つとともに、専門的な知識を身につけ、教育に関する様々な課題に対応できる資質や力量の向上を図ります。そのため、「高知県授業づくりBasicガイドブック」（高知県教育委員会）等を基盤として、授業における「課題」「めあて」の提示から「まとめ」「振り返り」、家庭学習に至るまでの内容を効果的に実践する取組を進め、授業の質の向上を推進します。

そして、校内研修や授業研究、基礎・基本の内容の発展をもたらすような指導の展開、効果的な指導方法に改善するための評価の研究、授業力チェックシートの活用等を推進します。

- (2) 児童生徒主体の授業づくりを目指し、主体的・対話的で深い学びを実現するため、教員が「いつでも・どこでも」学べる機会を数多く設け、目指す授業の具体の姿を共有するなど、学校全体で組織的に教科指導力の向

上を図る取組を推進します。

また、各種学力調査結果から明らかとなった課題の改善に向けて、学力向上のためのP D C Aサイクルを徹底し、授業改善を推進します。

- (3) 学校種や学校規模に応じたO J Tの仕組みを構築することにより、教員の資質・指導力の向上や授業改善等に向けた各学校の組織的・協働的な取組を推進します。そのために小学校においては、メンター（助言者）とメンティー（被育成者）が効果的に学び合う組織的な仕組みを充実させるとともに、中学校においては教科の「タテ持ち」や「教科間連携」を継続し、教員の資質・指導力向上や授業改善等に向けた組織的・協働的な取組を推進します。
- (4) 安芸市連携教育研究会では、小学校から中学校への円滑な接続のための連携をより一層充実させます。「知」「徳」「体」をもとにした6つの部会において、課題等に対して取組内容を決め、各校で実践していきます。指導方法等を統一し、学びの連携を強化するとともに、教職員の資質、指導力向上や授業改善に向けた組織的・協働的な取組を推進します。
- (5) 算数・数学科スーパーバイザー派遣事業では、2校を重点校とし、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学習指導が、算数・数学の授業で展開される授業研究を進めます。そして、重点校や教育研究所より取組を積極的に情報発信し、安芸市内の全ての学校で授業改善に生かすことができるよう、派遣事業の効果的な取組を推進します。
- (6) 教育公務員としての職務を遂行し、法令の順守はもとより高い倫理観を保持し、士気の高揚と職場の活性化に努めます。また、体罰や威圧的な言動に頼る指導はあってはならないとの認識のもと、子どもたちに対する愛情と責任感を持ち、子どもたちのよりよい成長に向け、心の通い合う指導を目指します。
これらの取組として、各学校において不祥事防止委員会の設置、不祥事防止強化月間の設定、学校運営協議会への取組の報告を行います。
- (7) 安芸市共同学校事務室では、事務の質的向上及び均質化、若年事務職員の育成や事務職員の未配置校への支援体制を推進します。また、組織として業務改善を推進することにより、学校現場の働き方改革に繋げていくことを目指します。

3 特別支援教育の推進

- (1) 発達障害（学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症スペクトラム等）を含めたすべての障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、特別支援教育を推進します。

児童生徒への支援を充実させるため、学校に特別支援教育支援員を配置するとともに、(特別支援)地域連携推進マネジャーのマネジメントのもと、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援会の充実、専門機関との連携、個々の児童生徒に応じた個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成等、学校における体制整備の充実を推進します。そして、教員の専門性と指導力の向上に向けた積極的な研修を支援します。

また、インクルーシブ教育の構築に向け、多様な学びの場の提供と児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導や支援の充実を図るため、小学校においては通級による指導を巡回方式により実施します。

- (2) 入学前には「支援引き継ぎシート」を活用した、保育所(園)と小学校、小学校と中学校、中学校と高等学校の引き継ぎを確実にを行い、育ちや学びを繋げる体制づくりを引き続き推進します。
- (3) 早期からの支援体制により、特別支援教育のさらなる充実を図るとともに、子どもたちの将来の自立と社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズに対応した適切な指導及び必要な支援を推進します。

4 豊かな心や健やかな体を育む教育の推進

- (1) 児童生徒に、社会の中で多様な人々と互いに尊重し合い、協働し、社会に参画しながら人としてよりよく生きていくための基礎となる、自尊感情、夢や志、他者への思いやりや人権意識、規範意識、公共の精神などの豊かな人間性・道徳性・社会性を育む教育を推進します。

そのために、各学校では、学校長の方針のもと、「特別の教科 道徳」の時間を要とし、道徳教育推進教師を中心に全教職員が協力して児童生徒の心を揺さぶり深く考える道徳教育を推進し、児童生徒の自尊感情、人と関わる力、規範意識等、その基盤となる児童生徒の内面に根ざした道徳性の育成に努めます。

- (2) 安芸市道徳教育推進地区協議会では、全ての小・中学校において「考え、議論する道徳」が実践されるよう、授業の質的転換を図る研修を行います。

また、公開参観日等における道徳授業の公開や副読本の家庭での活用など、学校、家庭、地域が一体となって道徳教育を推進する取組の充実を図ります。

安芸市人権教育推進委員会では、一人ひとりの人権が尊重される学校・学級づくりに向けて、児童生徒の自尊感情を高め、互いに認め合い支え合う協働的な人間関係や人権に関わる課題解決を目指した人権教育を推進します。

- (3) 心身の健全な成長に重大な影響を及ぼすいじめ、虐待、不登校、問題行動等の生徒指導上の諸課題の改善のため、教育活動の中に生徒指導の視点を位置づけ、児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させていくことを支

援する発達支持的生徒指導を組織的に展開しながら、自己肯定感、自己有用感、規範意識の向上を図る取組を推進します。

また、各学校の生徒指導体制を充実させるため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、就学前から小中学校9カ年を見通して継続した子どもと家庭への支援を行います。

さらに、教育支援センターや関係機関との連携を推進するとともに、様々な要因で悩みを抱える子どもや保護者、教職員への支援体制の充実を図ります。

「安芸市いじめ問題対策連絡協議会」では関係機関と連携して、学校におけるいじめ問題に対して客観的かつ多面的な取組を推進します。

また、学校いじめ防止基本方針を改訂し、学校・教育委員会でいじめ対策組織の体制を整備するとともに、いじめ重大事態への備えを徹底します。

- (4) 小中学校の教職員が児童生徒に対する理解をより深めるために年間を通して学校生活に関するアンケートを実施し、児童生徒が安心して学校生活を過ごすことができる温かい学級づくりを支援します。

その結果から、学級経営の基盤となる児童生徒理解をより一層深めるとともに、人間関係づくりプログラムの実践や授業の進め方、学級活動（学活・係活動等）の展開、給食や掃除の時間の展開等について、具体的な取組を行い、児童生徒が安心して学校生活を過ごすことができる温かい学級づくりを推進します。

- (5) 不登校やその傾向のある児童生徒に対しては、教育支援センター「ふれあい教室」において、学校や関係機関と連携を図りながら、学校復帰に向けた取組やチームでの関わり、きめ細かな支援・指導を行います。

また、通室生のみならず、不登校及び不登校傾向で悩んでいる児童生徒・保護者への相談活動の強化や様々な体験活動を行い、人とのふれあいを深めながら心のエネルギーを高め、学校復帰を目指します。

各学校において発達支持的生徒指導による温かい学級づくりをはじめとする人間関係づくりの取組を進め、わかる授業を展開し、不登校の防止を推進します。

また、校内サポートルームの設置及び、中核となる学校へ個別最適な支援担当者の配置を検討します。

- (6) 不登校傾向の低年齢化が進む中、児童生徒から発せられる小さなシグナルを見逃さないよう、家庭・地域・学校が一体となる体制づくりや、親支援について、「親とともに支援を考える会」等で協議します。

5 保小中高連携教育の推進

- (1) 保幼小中高連携教育推進協議会では、児童生徒の健全な育成のために、

家庭や地域社会と協力し、一貫した望ましい学びの姿勢づくりに取り組むとともに、子どもの発達、学びの連続性を踏まえた円滑な接続に向け、保育所（園）・小学校・中学校・高等学校が連携した取組を行います。

これらの取組や連携教育のさらなる充実を図るため、連携コーディネーターを市教育委員会内に引き続き配置します。

- (2) 幼児教育と小学校教育の段差のない移行、円滑な接続を実現し、子どもの能力や可能性を十分に伸ばすため、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有し、保幼小接続期カリキュラム（保育所等で作成する「5歳児後半の年間指導計画」と小学校で編成する「スタートカリキュラム」）が充実するよう取組を推進します。

また、小学校と中学校、中学校と高等学校のより円滑な接続や安定した学びのために、相互の交流や教科領域の指導内容や指導方法の研究、また確実な支援の引き継ぎ等ができる体制づくりに取り組みます。

これらの取組により教育環境や学習内容、人間関係の変化などを背景とする小1プロブレム及び中1ギャップの防止や不登校児童生徒の減少に努めます。

- (3) 「基本的な生活習慣の定着」と「家庭学習習慣の確立」を市の取組に位置付け、保小中高それぞれが連携して取り組みます。

また、「あいさつ運動」と「読書活動」を各学校で取り組み、子どもたちの成長を学校や地域社会で支えていくようにします。

6 信頼される学校づくりの推進

- (1) 各学校は、自己点検や児童生徒アンケート・保護者アンケートに加えて、関係者評価を行い、内側からの変革を推進し、児童生徒や保護者・地域から信頼される学校づくりを推進します。

また、学校経営方針や教育課程、各種の評価結果を公表するとともに、公開参観日の設定、ホームページの更新や学校便りを地域へ配布する等、学校の情報を保護者・地域住民等に積極的に提供します。

- (2) 学校と地域が、ともに子どもたちを見守り育てる体制づくりのため、全ての学校に設置されたコミュニティ・スクール（学校運営協議会）において、「地域とともにある学校づくり」を推進していきます。また、地域学校協働活動に多くの地域住民が参画し、さまざまな体験活動を支援するなどの取組を充実させることにより、地域コミュニティの活性化につなげるとともに、すべての教育の基盤となる家庭と、地域の教育力の向上を図ります。

7 児童生徒の安全対策の推進

- (1) 学校をはじめ保護者・地域住民、関係機関の協力のもとに、児童生徒の安全対策が講じられ、一定の成果が得られています。学校安全計画、危機

管理マニュアルに基づき組織的に安全教育を実施していくとともに、学校だけでなく保護者・地域住民の温かい眼差しに守られた地域ぐるみの安全対策を引き続き推進します。

そのために、学校と地域が連携して子どもたちを見守るための、「学校と地域による見守りの手順」を活用し、地域と学校の見守り体制を一層強化していきます。

- (2) 南海トラフ地震対策として、高知県安全教育プログラム（震災編）を基に、児童生徒の防災の授業を実施して知識を深め、確実に避難することができるよう、「いざという時の対応方法」「主体的な判断で行動できること」「様々な状況を的確に判断し、最善を尽くして行動すること」等を見守り一人ひとりが身につけることができるように、あらゆる場面を想定しての避難訓練など、子どもの発達段階に応じた系統的な防災教育を一層推進します。

児童生徒が地域の防災活動・訓練に積極的に参加する体制づくりを推進するほか、中学生に「安芸市災害救急医療活動訓練」への参加を促し、次代を担う世代として防災に関する知識の習得を期待します。

- (3) 学校危機管理マニュアルは、毎年学校の環境や教職員の配置、児童生徒の実態等に応じて、避難訓練等を通じて明らかになった課題を踏まえて、より実効性のあるものへ見直し、安心して学べる教育環境の整備に努めます。

8 家庭教育の推進

教育の原点は家庭にあり、基本的な生活習慣、豊かな感性や情操等の基礎は家庭で培われます。家庭学習のすすめを各家庭に配布し、規則正しい生活及び家庭学習習慣を身につけるための家庭の役割を具体的に例示する等、家庭教育の支援を積極的に推進し、すべての教育の基盤となる家庭の教育力の向上を図ります。

相談窓口をわかりやすく紹介し、相談しやすいよう工夫するなどの取組を各関係機関と連携して進めるとともに、学校や地域の力による家庭の教育力の補完を図ります。

9 食育の推進

学校においては、学童期、思春期における食育の重要性を踏まえ、給食の時間はもとより、各教科や総合的な学習の時間等において、農林漁業体験の機会等を通じて、保護者や地域の多様な関係者との連携・協働のもとで、体系的・継続的な食育の推進に努めます。

第4次食育推進基本計画における学校で取り組む施策として、以下の3つを掲げて、食育を推進します。

(1) 食に関する指導の充実

学校教育活動全体で食育の推進に取り組むために、各学校において「食に関する指導の全体計画」に沿って、家庭・地域・学校が連携・協働した取組及び給食の時間等での栄養教諭による指導、校内放送による情報提供、教材作成・配布等を充実し、食育を推進します。

地域の食生活改善推進協議会や生産者団体等と連携し、学校教育をはじめとする様々な機会を活用して、子どもに対する農畜水産物の体験活動や、郷土料理など食品の調理に関する体験等の機会を提供し、効果的な食育を推進します。

(2) 学校給食の充実

学校給食は、学校における食育の推進において大きな役割を担うものであり、学校給食を活かした食に関する指導や給食時間の指導は重要な位置づけとなるものです。児童生徒が食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付け、適切な栄養の摂取による健康の保持増進が図られるとともに、十分な給食時間の確保や指導内容及び、各教科等の食に関する指導と関連付け、教材として活用されるよう献立内容の充実を図ります。

また市が中心となって生産者や学校との連携を強化し、地産地消の推進を図るため、安芸市の特産物である農畜水産物の活用や伝統的な食文化についての理解を深める学校給食の普及・充実に努めます。

(毎月 15日：じゃこの日、17日：なすの日、19日：食育の日、11月24日：和食の日) (通年：高知家のカレーの日) (毎年1月24日～30日：学校給食週間)

(3) 食育を通じた健康状態の改善の推進

学校では、肥満・やせ傾向、偏食、スポーツをしている、食物アレルギーにより食に関する健康課題を有するといった児童生徒に対して個別的な相談指導を行うほか、学校医や学校歯科医等と連携して、保護者の理解と協力の下、児童生徒に対して、肥満・やせが心身の健康に及ぼす影響や、健康状態の改善に必要な知識を普及する等、望ましい食習慣の形成に向けた取組を推進します。

10 「郷土愛」育成の推進

(1) 次世代の安芸市を背負って立つ人材の育成のためには、発達段階に応じた「郷土学習」が必要となります。ふるさとへの愛着や誇りを深めるため、地域の伝統的・文化的行事への参加を促すとともに、豊かな自然・文化・産業等、各学校の地域性を活かした特色のある授業を行なうことにより、各地域の次世代を担う人材の育成を推進します。

新任教職員及び若手教職員に対して、市内フィールドワークの実施、副読本「わたしたちの安芸市」や副読本評価問題等を効果的に活用した授業を進めていきます。

(2) 本市は「童謡の里」「書道のまち」と言われ、童謡では弘田龍太郎の生誕地であることから曲碑を市内各所に設置しています。

書道では多くの書の大家を輩出していることから、安芸市立書道美術館を開設し、書碑も設置されています。また、全国から多数の作品が出品される「安芸全国書展」や「安芸全国書展高校生大会」を開催しています。

このような地域の特徴を踏まえて、学校においても童謡や書に親しむ機会を積極的に設けます。

11 小学校の移転・統合の推進

現在、市内に小学校は8校設置されており、そのうち6校が津波浸水想定区域に位置しています。市は、旧清水ヶ丘中学校区に1校と、旧安芸中学校区及び赤野小学校区で1校の2校とする移転・統合案を提示し、保護者や地域の意見を聞いたうえで、最終的な方針を決定することとしています。

12 部活動改革の取組推進

少子化の中でも、子どもたちがスポーツ、文化芸術等に継続して親しむことができる持続可能な環境の整備に向けて、市・県・関係者が連携・協力し、市立安芸中学校における段階的な部活動の地域連携・地域展開に取り組むために、安芸市部活動検討員会を組織し、今後の具体的な取組を検討します。

教育研究所

【基本方針】

安芸市の教育上の諸課題の解決と本市教育の振興を図ることを目指し、以下を基本方針とします。

- 1 教育現場の実践を尊重し、密接な連携を保ちながら、教育研究所の業務達成に努めます。
- 2 教育研究機関として研究の主体性を堅持し、調査・研究・研修等の助成に努めます。
- 3 教育全般の質的向上を図る機関としての役割を踏まえ、学校教育・家庭教育・社会教育・人権教育・幼児教育等、生涯学習構想の中で教育の向上に努めます。

【具体的方策】

1 教育研究の充実

教育研究所は、「わかる授業・楽しい学校」の構築に向け、教育現場と連携を図りながら、児童生徒の実態に応じた研究を推進します。

(1) 研究協力校

研究協力校は、教育の各分野における先進的な研究に取り組みます。

研究推進にあたっては、教育研究所が授業・研修会等に参加し、中間報告やヒアリングにより、進捗状況を随時把握し支援します。

(2) グループ研究

グループ研究員を3～4名程度で編成し、テーマ設定のもとに特色のある研究に取り組みます。研究推進にあたっては、教育研究所が授業・研修会等に参加し、中間報告やヒアリングにより、進捗状況を随時把握し支援します。

※「研究協力校」及び「グループ研究」のテーマについては、下記の〔研究分野〕の項目より選択し、研究を進めることとします。

〔研究分野〕

① 特色のある学校づくり

学力の向上・キャリア教育・学習規律と集団づくり・家庭学習の習慣と定着・国際理解教育（外国語活動）・体力の向上・主体的、対話的で深い学び・小中学校連携（教科等）・複式教育・特別支援教育・ICT教育・プログラミング教育等

② 豊かな心や健やかな体を育む教育

道徳教育・問題行動（いじめ・虐待・不登校等）・温かい学級づくり・あいさつ運動・読書活動等

③ 信頼される学校づくり

学校関係者評価・コミュニティスクール・防災教育・家庭教育・食

育・副読本の活用等

④ その他

各教科・特別活動等

(3) 新任教員・臨時的任用教員フィールドワーク研修

本市の施設・史跡等を巡り、郷土学習を深め今後の授業づくりに生かします。

(4) 若年及び臨時的任用教員研修

安芸市に配属された臨時的任用教員の資質と力量を高めるための研修会を実施します。

(5) 外国語活動

A L T の日程調整や外国語教育の教材資料等の紹介をします。

(6) 教育相談活動

① 特別支援活動

課題を抱える児童生徒に対し、スクールカウンセラーによる適切なアドバイスを行います。

② 保護者への対応

面談を行い、内容を精査して学校やその他の関係機関と連携をしながらその解決を図ります。

2 不登校に対する取組（教育支援センター「ふれあい教室」の運営ほか）

不登校の児童生徒の個性に応じた適切な支援と指導を行い、学校・家庭と連携しながら学校生活への復帰や社会適応力等を身に付けさせます。

また、学校の要請に応じ、当該児童生徒及び保護者への面談や家庭訪問を通じ、「ふれあい教室」の説明や現地見学を行います。

(1) 不登校に関わる研究・研修に努め、実践に生かします。また、学校教育課及び学校との3者で校内サポートルームの設置に向けた検討を行います。

(2) 不登校児童生徒・保護者への支援

児童生徒の基本的生活習慣の確立や保護者の悩み等について解決策を共に探るよう努めます。

(3) 不登校児童生徒に対するスクールカウンセラーの派遣

各学校要請訪問による児童生徒観察・校内研修会、「ふれあい教室」通室の児童生徒観察等を通じてアドバイスに努めます。

(4) 長期欠席・傾向児童生徒に関するヒアリング

学校定期訪問を年10回、在籍校訪問を学期1回実施に加えて家庭訪問の実施を強化し、長期欠席児童生徒の予防や減少に努めます。

(5) 学校・家庭・関係機関との連携活動

個別ケース会、実務者会、保護者面談、教育相談等、不登校理解を進めます。

(6) 啓発活動

(7) 「野生塾」の運営（年間7回）

不登校の児童生徒が、他者と交流できる場として、流しそうめん、バー
ムクーヘン、ナンカレー、タイ料理、土佐凧づくり、凧あげ大会、もちつ
き大会を実施します。

3 社会科副読本「わたしたちの安芸市」の活用、評価問題の実施

- (1) 社会科副読本「わたしたちの安芸市」の活用について調査します。
- (2) 社会科副読本評価問題の実施について調査します。

4 現場教員のためのサービス

- (1) 教育研究資料の収集、作成、紹介、貸与、配布等サービスの提供に努めま
す。
- (2) 図書の貸し出しや新刊図書の紹介をします。

5 広報活動

- (1) 「安芸市の教育」を発行し、研究所の要覧を紹介します。
- (2) 「研究紀要」を発行し、研究協力校とグループ研究の実践を掲載し、各校
の参考とします。
- (3) 「ふれあい教室のあゆみ」発行し、ふれあい教室の趣旨と意義及び活動を
紹介します。
- (4) 「研究所所報」を年間5回発行し、最新の教育実践等を紹介します。

6 各研究機関との連携による研修

- (1) 高知県教育研究所春季連絡協議会 (高知市)
- (2) 中・四国教育研究所連盟研究協議会 (徳島県)
- (3) 高知県教育研究所秋季連絡協議会 (宿毛市)

生涯学習

【基本方針】

地域住民の多様化・高度化する学習ニーズに対応するために、様々な方法で豊かな内容の学習機会を確保します。さらに、学習情報の提供等を通じて、市民の自主的な学習活動を支援・促進します。

社会教育関係団体等の活動については、環境の整備や支援を行い、それらの団体との連携を推進します。

生涯学習社会の構築に向けて、学校・家庭・地域・関係機関との幅広い連携協力のもとに、市民の生涯にわたる自主的な学習活動を支援します。

【具体的方策】

1 生涯学習推進組織の連携体制の充実

第3期安芸市教育振興基本計画に基づいた生涯学習ネットワーク化を推進し、生涯学習社会の振興を支援する環境整備に努めます。

また、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、児童生徒の体験学習等、環境整備に努めます。

市民一人ひとりが個性や能力を伸ばし、より主体的、効果的に生涯を通じて学習できるように、生涯学習学級講座のより一層の充実を図るとともに、各人のもつ学習課題を自分にあった方法で、自主的に学習できる機会の充実を図ります。

2 地域に根ざした公民館活動の充実

子どもから高齢者まで、市民がいつでも利用できる生涯学習の拠点施設としての充実を図ります。

公民館活動の充実に向けては、地域課題や生活課題を解決するための活動を支援するとともに、コミュニティの醸成や地域の担い手づくりを支援します。

公民館講座のより一層の充実を図り、地域の人々が学習意欲を持ち、学習能力を身につけるよう支援します。

また、公民館交歓のスポーツ活動を通じて、地域住民の連帯を深め、生涯学習への参加を促進し、家庭と地域の教育機能の活性化を図るとともに、健康づくり及び体力づくりの推進を図ります。

施設整備については、利用者がより快適・安全に生涯学習活動が実施できるように取り組みます。

3 生涯スポーツの推進

個々のライフスタイルにあった多様なスポーツ活動を通して、健康増進や体力向上を図るとともに、タートルマラソン全国大会など各種スポーツへの支援により、楽しみや生きがい、地域・多世代間での交流を促進する生涯スポ

ーツを推進します。

特に、誰もが生涯にわたり、身近な地域においてスポーツや健康づくりに携わることができる総合型地域スポーツクラブ「来楽部あつきいな」の育成・強化を図るとともに、安芸市体育館内のトレーニング室の利用促進を図るなど、市民の健康増進や体力向上に取り組みます。

また、競技スポーツ向上のため、安芸市体育会等との連携・協力により、各種スポーツ大会を開催するほか、安全にスポーツ活動が実施されるように各施設の環境整備に努めます。

4 スポーツキャンプのまちづくりの推進

総合運動場を核としたスポーツキャンプのまちづくりを推進します。

現在、阪神タイガース秋季キャンプのほか、社会人及び春休み・夏休み期間中など主に関西圏の大学・高校・中学・専門学校等の合宿を受け入れており、これらの団体が継続して合宿を実施出来るよう、経済的負担を軽減するため平成23年度に創設した補助制度（スポーツ合宿支援事業）を活用し継続誘致に努めます。

5 芸術文化の振興

安芸市美術展覧会をはじめ、各種講座やサークル等、市民が潤いのある文化芸術に親しむ機会の創出を図り、参加型の文化芸術活動を促進します。

童謡や書道など安芸らしさあふれる地域文化の醸成を図ります。

6 人権教育の推進

人権尊重意識の普及高揚を図るため、学校・家庭・地域・職場等あらゆる場や機会をとらえて、学習機会の提供や地域住民の交流を促進する事業の実施等、人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権教育・啓発を推進し、人権尊重の社会づくりに取り組みます。

7 女性の家事業の充実

女性の能力開発や資格向上研修等の学習機会の充実に努め、休養、レクリエーション等の活動場所と機会を提供し、職業生活と家庭生活の調和に必要な相談・指導・講習・実習等を実施するとともに、各種女性団体との連携を図ります。

8 各種イベント等事務事業の見直し

生涯学習課が主催・共催する各種イベント及びその他事務事業の見直しを行います。事業の廃止、運営移管、統合等を積極的に進め、より充実した生涯学習体制の確立に努めます。

9 放課後児童の健全育成

- (1) 放課後児童健全育成事業（学童保育所）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図ります。

ア 学校等関係機関との連携・交流に積極的に取り組み、運営の向上を目指します。

イ 放課後子ども教室との連携により機能向上を図ります。

ウ 高知県知事が行う認定資格研修受講に計画的に取り組みます。

(2) 放課後子ども教室推進事業

すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で交流活動を通して心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。

図 書 館

【基本方針】

時代の進展や変化に伴って多様化・高度化する市民の学習ニーズに対応するため、常に新しい情報及び資料を収集整備し、市民への提供に努めます。

また、創意と魅力あふれる生涯学習の中核施設を目指して、市民の参加や関係施設との連携を図り、市民に密着した図書館づくりを推進します。

【具体的方策】

1 各種資料の収集充実

- (1) 市民ニーズの把握に努め、利用者各層の幅広い要望に応える魅力ある図書館資料の充実に努めます。また、基本図書の充実に努めます。
- (2) 郷土資料及び関連地域の資料収集とその活用を図ります。
- (3) レファレンスサービスの充実に努めます。
- (4) 利用者増加に向けて、雑誌コーナーの充実に努めます。
- (5) 子育て支援関連の図書収集、また同時に読書の喜びと魅力を備えた児童図書の収集を図ります。
- (6) 優しい心や豊かな人間性を育む関連図書の収集を図ります。

2 図書館奉仕活動の充実

- (1) 利用者への迅速で的確な資料提供、情報提供等、市民ニーズに添った図書館運営に努めます。
- (2) 安芸市子ども読書活動推進計画に基づき、保育所、学校、地域等と連携し、児童サービスの充実に努めます。
- (3) 各学校などへ出向き、図書館職員による図書や絵本の読み聞かせを行い、図書館の利用促進を図ります。
- (4) 各図書館との交流や情報の共有に努め、広域的なサービスの向上を目指します。
- (5) 広報、読書週間、資料展示会等の各種事業を推進、開催し、読書啓発に努めます。
- (6) 生涯学習社会、情報化社会に対応できる図書館の構築に努めます。
- (7) 読書バリアフリー法に基づき、読書困難者に対し、録音図書等のバリアフリー図書の貸出等の読書支援を実施し、読書困難者の読書環境の充実に努めます。

3 各種研究会、文化活動への支援

- (1) 読書会、研究会、お話の会、サークル活動等の推進を図ります。
- (2) 資料展示会の開催や奨励に努めます。

4 施設の利用と整備の充実

- (1) ゆとりある読書環境づくりに努めます。
- (2) 地域の情報拠点施設として広くPRし、図書環境の整備・充実に努めます。
- (3) 公衆無線LANサービスを提供し、館内利用者の利便性向上を図ります。
- (4) 施設の地震・津波対策等のため、移転を検討します。
- (5) 保小中高が連携して行う読書活動の取組を支援します。

文 化 財

【基本方針】

地域に根ざした文化遺産について価値を見出していくとともに、地域の財産として継承に取り組みます。また、地域の文化財を活用し、魅力ある地域づくりの推進にも寄与します。

【具体的方策】

1 文化財の保存と活用

市民の貴重な財産である文化財を適正に保存し、次の世代に引継ぎます。また、地域文化財保存活用計画の作成を通じて、住民、民間団体、行政など地域総がかりで文化財を守り、活かし、伝える体制の構築を図り、文化財の存続につなげていきます。

2 重要伝統的建造物群保存地区の保存と活用

土居廓中地区の美しい町並み（伝統的建造物群保存地区）を後世に継承するため、地区住民と一体となった活動を行うとともに、伝統的建造物群保存地区制度の周知に努めます。

3 埋蔵文化財の保護と調査

- (1) 埋蔵文化財の保護に努めるとともに、遺跡や発掘資料の調査、研究に努めます。
- (2) 安芸中学校建設に伴い、令和2～4年度に実施した大規模な発掘調査により、安芸市で初めて存在が明らかとなった古代の役所や寺院等のほか、安芸中学校西側に広がっていると推測される古代寺院についても調査等を行い、国史跡指定を目指します。

歴史民俗資料館

【基本方針】

郷土の貴重な文化財の保存、調査及び収集を図り、これらの資料の計画的な展示を行い、市民の文化の向上に努めます。

【具体的方策】

1 資料の収集、調査、研究

郷土資料や資料情報の収集を図り、調査、研究に努めます。

2 資料の展示と普及

市民の貴重な財産として保存してきた文化財を展示するとともに、文化財を活用した学習や啓発活動を推進します。

また、学校教育が進める郷土学習を通して郷土愛を育む取組に対し、積極的な支援を行います。

- (1) 企画展や常設展等の開催にあたっては、時節にあったテーマの選択や展示に努め、歴史と文化に親しみやすく魅力的な内容となるよう努めます。
- (2) 講座、講演会、体験学習などを開催します。
- (3) 親しまれる資料館として、地域や学校、他館と連携を密にします。

3 安芸城跡の保全と活用

城山は自然に恵まれた貴重な歴史的、文化的遺産であり、その活用と整備に努めます。

書道美術館

【基本方針】

先人が築いた「安芸の書道文化」を全国発信するとともに、後継者育成を図るため、各種大会や企画展等の更なる充実に努めます。

また、書道に関する資料（図書等）や作品等の収集、保管、展示に努めます。

【具体的方策】

1 書道文化の推進と全国発信

(1) 安芸全国書展の開催

安芸全国書展を創設された南不乗先生の意志を継承し、市内外の書道家の育成及び全国の書道家との交流を図ります。

(2) 安芸全国書展高校生大会の開催

全国の高校生を対象に「歴史と文化の香るまち安芸」において、書道文化を通して、さわやかな感性と創造性豊かな才能の育成を図るとともに、文化交流を深め、将来の安芸全国書展への参加を促進します。

2 書道作品及び関係資料の収集管理

新たな作品や関係資料を収集するとともに、作品等の管理を徹底し、良好な状態に保つことに努めます。

3 書道美術館の入館者及び利用者の拡大

趣向を凝らした展示や施設の使用目的に即した貸室利用等、入館者の増加につながる取組を行います。

4 安芸市書道振興協議会との連携

安芸市書道振興協議会との連携のもとに、安芸市の書道文化の普及促進を図り、後継者育成等に努めます。

5 他市町村との連携

高知県のいの町・三原村、広島県熊野町と連携・協力して、書の伝統を継承し、地域社会の振興と発展に努めます。

※令和7年1月25日、「書の伝統継承に関する連携協定書」を締結。

少年育成センター

【基本方針】

急激な社会環境の変化に伴い、社会全体の規範意識や家庭・地域の教育力が低下し、青少年を取り巻く問題がより複雑化・多様化しています。

このため、家庭、学校、地域との連携を深め、青少年の居場所づくりや安心・安全対策、健全育成活動の拠点として、育成支援活動、非行防止活動、環境浄化活動、街頭補導や相談活動の充実、広報啓発活動を積極的に推進し、心豊かな青少年の育成に努めます。

【具体的方策】

1 活動体制の連携強化

運営委員会等の組織の協力により実効ある活動を実施し、研修内容の充実を図ります。

また、地域、学校、家庭児童相談室、警察、青少年育成安芸市民会議、子ども会、その他の関係機関との連携強化を推進します。

2 育成活動の推進

- (1) 子ども会活動を積極的に奨励し、異年齢間の交流を深め、子ども会活動を支えるジュニアリーダーや指導者の育成に努めます。
- (2) 放課後や週末等に公民館等を活用して、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の多様な取組を実施することにより、子どもたちの居場所を確保し、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。
- (3) 子どもたちの健全育成を図るため、保・小・中・高校及び地域において「ハッピースマイル運動（あいさつ運動）」を推進します。

3 補導及び相談活動の充実

- (1) 学校、家庭、警察及びその他関係機関との緊密な連携のもとに、地域の巡回補導を行い、問題行動の早期発見に努め、非行防止に努めます。
- (2) 各関係機関が連携し、少年の非行・問題行動等に関する相談活動を行います。
- (3) 児童生徒等の生活指導に関する実践及び研修を深め、補導技術の向上を図ります。

4 防犯活動の強化

- (1) 学校、家庭、地域、PTA、スクールガード・リーダー、警察等の関係機関と連携し、地域ぐるみの防犯活動に努めます。
- (2) 児童生徒の危機管理能力を高めるため、家庭、学校、警察と連携して防

犯教室等を実施し、自己防衛力を高めるとともに防犯意識の高揚を図ります。

- (3) スクールガード養成講習会等により、地域による自主的な防犯活動を推進します。
- (4) 青色回転灯装備車による巡回を実施します。

5 環境浄化活動の推進

- (1) 少年非行の原因となる有害環境の発見に努め、その実情を把握し、学校、P T A、地域、警察等と協力してその排除に努めます。
- (2) 青少年による地域環境美化活動を推進します。
- (3) 青少年の万引き及び深夜徘徊防止に向けた「一声運動」を推進します。

6 広報及び啓発活動

広報及び啓発活動を積極的に行い、非行防止や青少年の健全育成に対する市民意識の高揚を図ります。